

○皇學館大学自己点検・評価規程

（目 的）

第1条 この規程は、皇學館大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、皇學館大学学則第2条第2項及び皇學館大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、自己点検・評価に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（範 囲）

第2条 自己点検・評価を実施する範囲は、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」をふまえた基本理念、教育研究及び管理運営の各分野とする。

（組 織）

第3条 自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置く。

- (1) 皇學館大学質保証・質向上委員会
- (2) 皇學館大学外部評価委員会

（結果の公表）

第4条 自己点検・評価の実施結果については、定期的に公表するものとする。

（結果の活用）

第5条 自己点検・評価の結果は、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に生かされなければならない。

2 学校教育法第109条に定める自己点検・評価、及び7年以内を周期として公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審するために活用する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、教学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校法人皇學館自己点検・評価規程（平成7年4月1日）は、平成31年3月31日付で廃止する。